

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年七月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正 則

- | | | |
|---|-------|---------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路 線 名 | 羽生外野栗橋線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
羽生市大字稲子字塚原二九番二地 先から 同市大字尾崎字塚原五一番二地先ま で		区 間
一二・四〇 〽一七・八〇	七・四六 〽一一・一六	敷地の幅員 (メートル)
五八一・二		延 長 (メートル)
		備 考